

実施要項

令和8年度 感染症危機管理リーダーシップ研修（短期） （厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業）

■ 目的

地域における感染症危機管理対応には、公衆衛生および医療提供体制を整備・運用する都道府県等や医療機関において、医療や感染症分野の知見、経験のみでなく、組織のマネジメントや関係機関との調整等に必要リーダーシップ、コミュニケーション等、多様かつ分野横断的な知識やスキルが求められます。

本研修は、公衆衛生行政、医療、感染症疫学や臨床等に関する専門的な知見、経験を有する、既存の多様な職種の感染症専門人材が、感染症危機管理を担う関連機関の業務や役割、機能を理解し、感染症危機時のリーダーシップの基礎に関して知見を深めることを目的とします。

■ 実施主体

本事業は、厚生労働省から委託を受けた国立健康危機管理研究機構に設置された事務局が事業を実施します。

■ 研修機関

- 厚生労働省（検疫所含む）
- 内閣感染症危機管理統括庁
- 国立健康危機管理研究機構

■ 研修期間・研修内容

令和8年9月9日（水）～令和8年11月12日（木）

※3か月間のうち、毎月連続した2-3日間の計7～10日間程度

- 9月9日～11日：eラーニング受講、開講式、対面研修（計2日間）、実地研修
※受講決定日から開会式当日までは、研修生自身でeラーニングを受講する期間となります。
- 10月20日～22日：実地研修、机上演習、外部講義
- 11月11日～12日：実地研修、机上演習、外部講義、意見交換会、修了式

上記の他、他の機関等が提供している研修との連携を予定しております。また研修内容については諸般の事情により、都度内容変更が生じる可能性がございます。

詳細は、感染症危機管理リーダーシップ研修 HP (<https://idcl.jihs.go.jp/index.html>) に掲載の【研修概要・研修スケジュール案】、【FAQ】をご確認下さい。

■ 身分・処遇等

募集要項をご確認ください。

■ 修了証について

次の基準を満たした者は、評価会で審査のうえ、修了証を交付します。

1. eラーニングを全て受講完了していること
2. 対面研修を受講完了していること
3. 実地研修を受講完了していること
4. 机上演習を受講完了していること
5. 外部講義を受講完了していること
6. 意見交換会に出席し、評価表（自己評価、研修記録表）を提出していること

■ お問い合わせ先（お問い合わせは原則、Emailをお願いします。）

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成事業）

〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立健康危機管理研究機構 危機管理・運営局 企画調整部 政策研究課 研究開発連携室

TEL:03-3202-7181(代表) Email : le-jinzai★jih.s.go.jp（★を@に変えてください。）

■ その他

- 研修先となる機関はすべて敷地内禁煙です。
- 研修期間中の施設、器物等を毀損した際、損害を賠償する義務を負います。
- 研修期間中に体調不良など受講できない事案が生じた際は研修先の担当者の指示に従い、事務局に連絡ください。

以上